

東京産農産物の学校給食活用促進事業 (給食プロモーターによる活用支援)

東京産農産物の学校給食への活用を一層進めるため、農地のない又は少ない区の小中学校等を対象に活用支援を行います。

事業概要

1 目的

地産地消の推進に向け、農地のない又は少ない区の教育委員会及び小中学校を対象に、給食プロモーターが東京産農産物の活用メリットや納入事業者の紹介等の活用支援を行います。

※農地のない又は少ない区は、次の16区です。

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、中野区、豊島区、北区、荒川区

※給食プロモーターは、東京都が委嘱した東京都農業協同組合中央会及び協同組合関東給食会の職員が担います。

2 申込対象者

上記16区の教育委員会及び小中学校の栄養教諭・学校栄養職員

3 内容

東京産農産物とその流通に精通した給食プロモーターが、申込を行った教育委員会・学校に訪問又はオンラインミーティング(1時間半を目安)を行います。

4 申込期間

令和8年5月13日(水)から予定件数に達する日又は令和8年12月28日(月)のいずれか早い日まで

※予定件数は30件(学校又は教育委員会で各1回)です。(原則、先着順です。)

5 申込方法

東京都産業労働局のホームページに掲載している申込用紙をダウンロードして必要事項をご記入のうえ、申込願います。予定件数に達し次第、終了となります。

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/shoku/promoter_shien



東京産農産物の利用ガイドブック

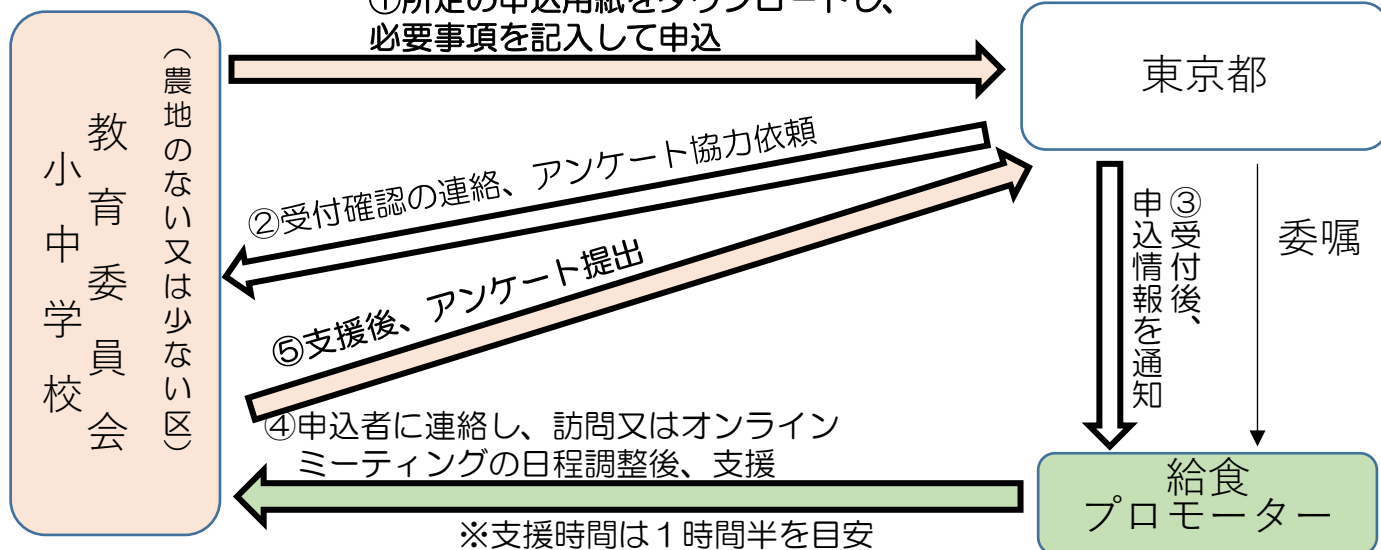


東京産農産物の学校給食活用促進事業

(給食プロモーターによる活用支援)

事業概要

6 事業の流れ



<給食プロモーターQ&A>

Q1 給食プロモーターの目的について教えてください。

A1 東京都食育推進計画において、学校給食に地場産物を活用した食育を推進しています。地場産物の未利用校は、農地のない又は少ない区に多いため、これらの区を対象に東京産農産物の活用支援に向け、給食プロモーター事業を行います。

次のような意向の学校、教育委員会の方は、ぜひご活用下さい。

- ・活用に関心があるが、今まで全く活用していなかった
- ・活用頻度が少ないのでこれから伸ばしたい等

Q2 面談後も給食プロモーターの継続的な支援はありますか？

A2 農産物の活用に向けた問合せは受け付けておりますので、面談時にご相談下さい。

【問い合わせ先】

(事業全般に関すること)

東京都産業労働局農林水産部食料安全課生産情報担当

電話 03 (5000) 7211

【給食プロモーター】

東京都農業協同組合中央会

〒190-0023 東京都立川市柴崎町3-5-25 JA東京第1ビル4F

電話 042-528-1371

協同組合関東給食会

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-21-6 村越ビル5階

電話 03-3256-6321